

仕 様 書

1. 件 名 (長期継続契約)市川市休日急病歯科・障がい者等歯科診療所機器一式
賃貸借
2. 賃貸借期間 令和7年12月1日から令和15年11月30日まで (96ヶ月)
3. 契約形態 リース契約
4. 納入期限 令和7年11月20日
5. 担当部課 市川市 保健部 保健医療課
6. 賃貸借物件 歯科診療台一式
パノラマレントゲン一式
ポータブルレントゲン1台
7. 納入場所 市川市大洲1丁目18番1号
市川市休日急病歯科・障がい者等歯科診療所
8. 設置場所 市川市休日急病歯科・障がい者等歯科診療所 1階 診察室

9. 仕 様

(1)歯科診療台一式

メーカー	長田電機工業株式会社
型番	NP3-ML2111
レザー色	エメラルド
電源電圧	交流 100V
電源周波数	50/50Hz
電源入力	10A
総重量	216.1kg
付属品	ア 汚物入れホルダー イ 水取り口 ウ エアー取り口 エ ステンレストレー オ 洗浄用水受けトレイ(横置) カ ハンドピース OE-10L キ ドライセルバーナー ク バキューム 2回路 ケ ドクターチェア コ 5倍速コントラアングルハンドピース WG-99LT サ その他必要な付属品

(2)パノラマレントゲン一式

メーカー	株式会社ヨシダ
型番	パノーラ A1
X 線管電圧	70～90kV
X 線管電流	2.0～4.0mA
電源	100VAC 50/60Hz
電源入力	1.5kVA
総ろ過	2.5mm アルミ当量以上
付属品	ア サーバーPC 1 台 イ クライアント PC 2 台 ウ モバイルルーター エ その他必要な付属品

- ①「パノーラ A1」で撮影したレントゲン画像は、サーバーPC にデータを保存し、クライアント PC を経由して、賃借人が使用している X 線室前及び歯科ユニット横のモニタ「EIZO 株式会社 EV2460」3 台に映し出すこと。
- ②賃借人が使用している「株式会社ヨシダ ビスタスキャンウルトラビュー」で既に取り込んでいるレントゲン画像を、サーバーPC にデータ移行すること。
- ③賃借人が使用している「株式会社ヨシダ ビスタスキャンウルトラビュー」で取り込んだレントゲン画像は、サーバーPC にデータを保存し、クライアント PC を経由して、賃借人が使用している X 線室前及び歯科ユニット横のモニタ「EIZO 株式会社 EV2460」3 台に映し出すこと。
- ④「パノーラ A1」で撮影したレントゲン画像及び賃借人が使用している「株式会社ヨシダ ビスタスキャンウルトラビュー」で取り込んだレントゲン画像は、患者毎のフォルダに分けてデータを保存すること。
- ⑤サーバーPC とクライアント PC は「パノーラ A1」で撮影したレントゲン画像の管理に適した性能を有すること。
- ⑥設置後に X 線漏洩検査を実施すること。

(3)ポータブルレントゲン

メーカー	デキシコウインジャパン株式会社
型番	ADX4000W
X 線管電圧	60kV
X 線管電流	2mA
X 線管球	D-081B(TOSHIBA)
X 線管焦点	0.8mm
総ろ過	1.5mmAl
焦点皮膚間距離	15cm 以上

照射野	Φ6cm
照射時間	0.05～1.35sec
本体寸法	168(W)×283(D)×89(H)mm
重量	2.4kg
付属品	ア X線防護衣 4着 イ その他必要な付属品

①X線防護衣は歯科医師及び歯科衛生士が着用するために適したものであること。

②納品時にX線漏洩検査を実施すること。

10. 消耗品

(1)設置時、すぐに使用できるように必要な消耗品は付属すること。

(2)賃貸借期間中に必要な消耗品については、賃借人の負担とする。

11. 搬入等

(1)賃貸料には、搬入(養生あり)・機械調整並びに設置の費用を含めること。

(2)納入期日までに納入し、使用可能な状態に調整すること。

(3)搬入・設置に際しては、必要な養生を行うこと。

搬入後、製品の取扱方法について、賃借人に対して十分な説明を行うこと。なお、搬入時に建物等を破損した場合は、賃借人に報告し、補修を行うこと。

(4)搬入(現場組立等)の際に発生した梱包材や養生材は、賃貸人が責任を持って引取ること。

12. 保守

(1)故障時においては、復旧のため通報を受けてから、速やかに対応できる体制であること。

なお、賃借人の責に帰すべき事由により、この物件の保守が必要となった場合は、これに要する費用は、別途賃借人の負担とする。

(2)パノラマレントゲン一式については、交換が必要となった部品を無償で供給するものとする。

ただし、以下の場合の対象外とする。

ア 消耗品

イ コンピュータ及び周辺機器

また障害時の対応は付属品のモバイルルーターを使用して、遠隔操作で行えること。

13. 賃貸借期間終了後について

(1)賃貸借期間終了後は、賃借人から指示があった場合は、賃貸人の負担により機器の全てを撤収すること。

(2)賃借人の希望により、契約満了後に再リース契約を締結できるものとする。

14. 契約不適合責任

賃借物件の引渡し以降、物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものがあるときは、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完の責めを負うものとする。

15. 動産保険の付保

賃貸人は賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。

16. 公租公課

公租公課は賃貸人の負担とする。

17. 秘密の保持

賃貸人は、この契約の履行によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

18. 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

19. その他

- (1) 長期(8年)以上の使用に耐えうる機器であること。全て未使用のものであること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、逐次賃借人と賃貸人の双方で協議の上、取り決めるものとする。
- (3) 契約の履行上疑義が生じた場合は、賃借人と協議の上、その指示に従うこと。
- (4) 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。